

むかわ町安住・富内森林共同施業団地

1 目的

地球環境の保全を図り、適切な森林整備を推進するため、森林資源の循環利用の促進等に向けて、むかわ町と苫小牧広域森林組合及び北海道森林管理局胆振東部森林管理署の森林が近接する地域において森林共同施業団地を設定し、森林整備の方法、事業に必要な林業専用道等の開設・維持運営に関する事項などを定め、一般民有林【町有林・私有林】と国有林が一体となり効率的で効果的な森林整備を推進し、併せて地域振興等にも資することを目的とする。

2 森林整備を行う森林の区域及び面積

(1) 区域

森林整備を行う森林の区域は、むかわ町安住の一般民有林【町有林・私有林】1048・1049林班と安住国有林2044・2046・2047・2050・2051林班（以下「安住団地」という。）、富内の一般民有林1038・1039・1040林班と富内国有林2121～2126林班（以下「富内団地」という。）の森林を、森林共同施業団地（以下「施業団地」という。）とする。

(2) 期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(3) 面積等

施業団地の森林面積は、2,382.57haである。うち本協定期間内において森林整備を行う森林の面積（以下「森林整備面積」という。）は、333.10haとする（表1）。

（表1）森林所有者別森林面積等

所有形態別	森林面積	森林整備面積	林道	備考
国有林	1,191.54	83.76	4,100	
町有林	493.42	53.12	1,454	
私有林	697.61	196.22		
計	2,382.57	333.10	5,554	

- 注）1. 国有林は第五次国有林野施業実施計画（平成28年度～33年度）による。
2. 一般民有林はむかわ町森林整備計画（平成28年度～37年度）前期による。
3. 森林整備面積は、主伐・間伐を計上（造林・保育事業は含まず。）
4. 林道（林業専用道を含む。）には、新設を計上。
5. なお、3、4は第五次国有林野施業実施計画及びむかわ町森林整備計画期首の数値で有り、変更もあり得る。

3 森林整備の目標に関する事項

- (1) 森林施業団地は、水源涵養林、山地災害防止林及び木材等生産林であることから、森林整備に当たっては、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進する。
- (2) 具体的には、長伐期施業、複層林施業の推進、天然生広葉樹を保残するなどの適切な伐採方法を採用し、林床の安定化を考慮した適切な間伐を計画的に実施する。

- (3) 森林整備の推進に当たっては、森林施業や木材の販売について、一般民有林と国有林が密接に連携を図り、木質バイオマスの利活用も推進し、地域振興等に資するものとする。

4 森林施業の集約化に関する事項

- (1) 一般民有林と国有林が連携して、施業地を集約化し、効率的かつ低コストな間伐の実施に努める。
- (2) 施業地を集約化できない場合であっても、間伐等の実施時期等について協定者間で調整に努める。